

平成 29 年 4 月より始まる

十和田市介護予防・日常生活支援総合事業（案）

事業者説明会

平成 28 年 12 月 13 日（火）

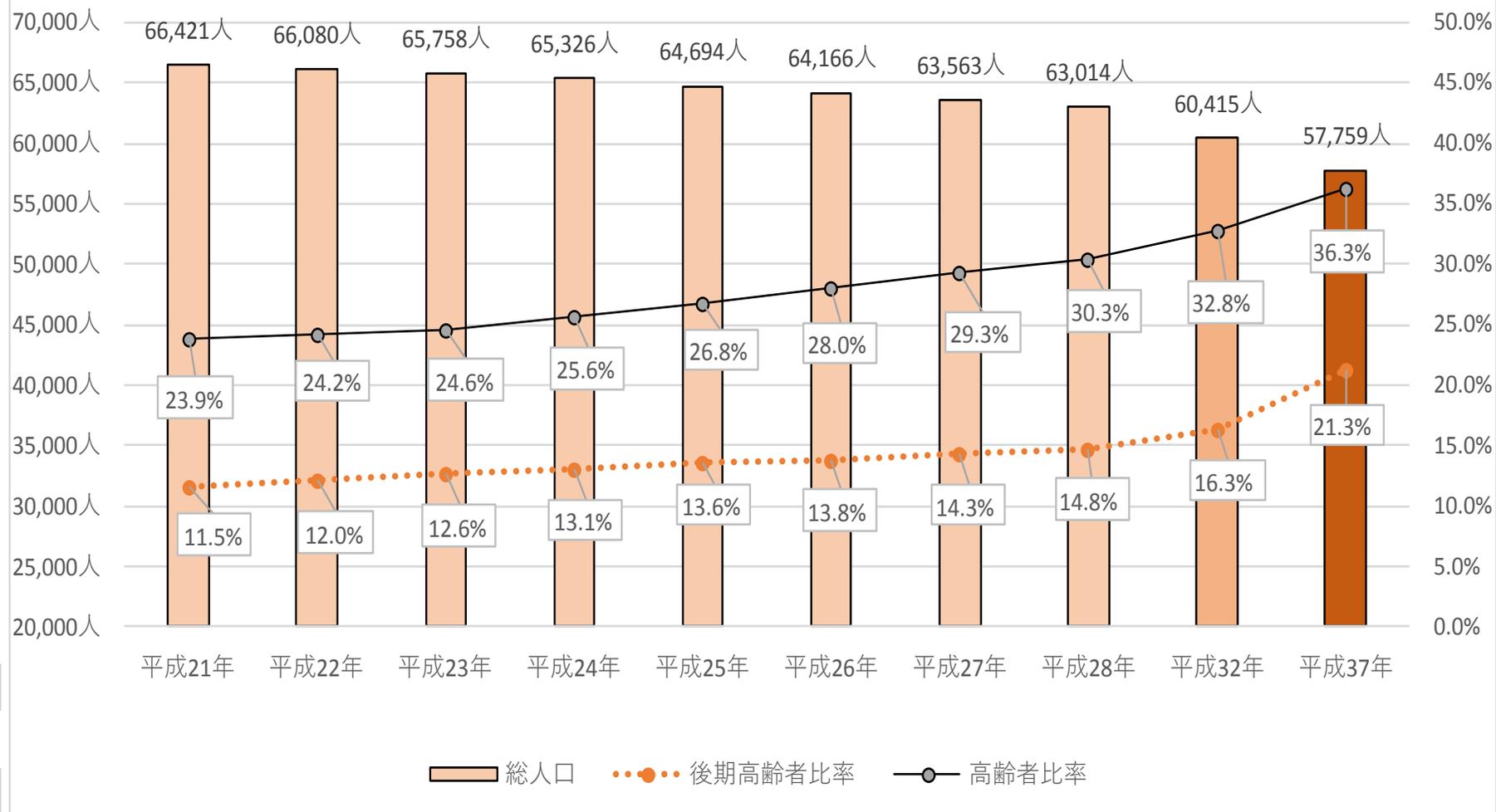
十和田市役所 高齢介護課

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは？

平成 27 年 4 月の介護保険制度改正において、要支援者に対する介護予防（給付）サービスの中で、これまで全国一律のサービスであった訪問介護サービス及び通所介護サービスが、平成 29 年 3 月までに自治体（介護保険者）が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」に移行されることとなりました。

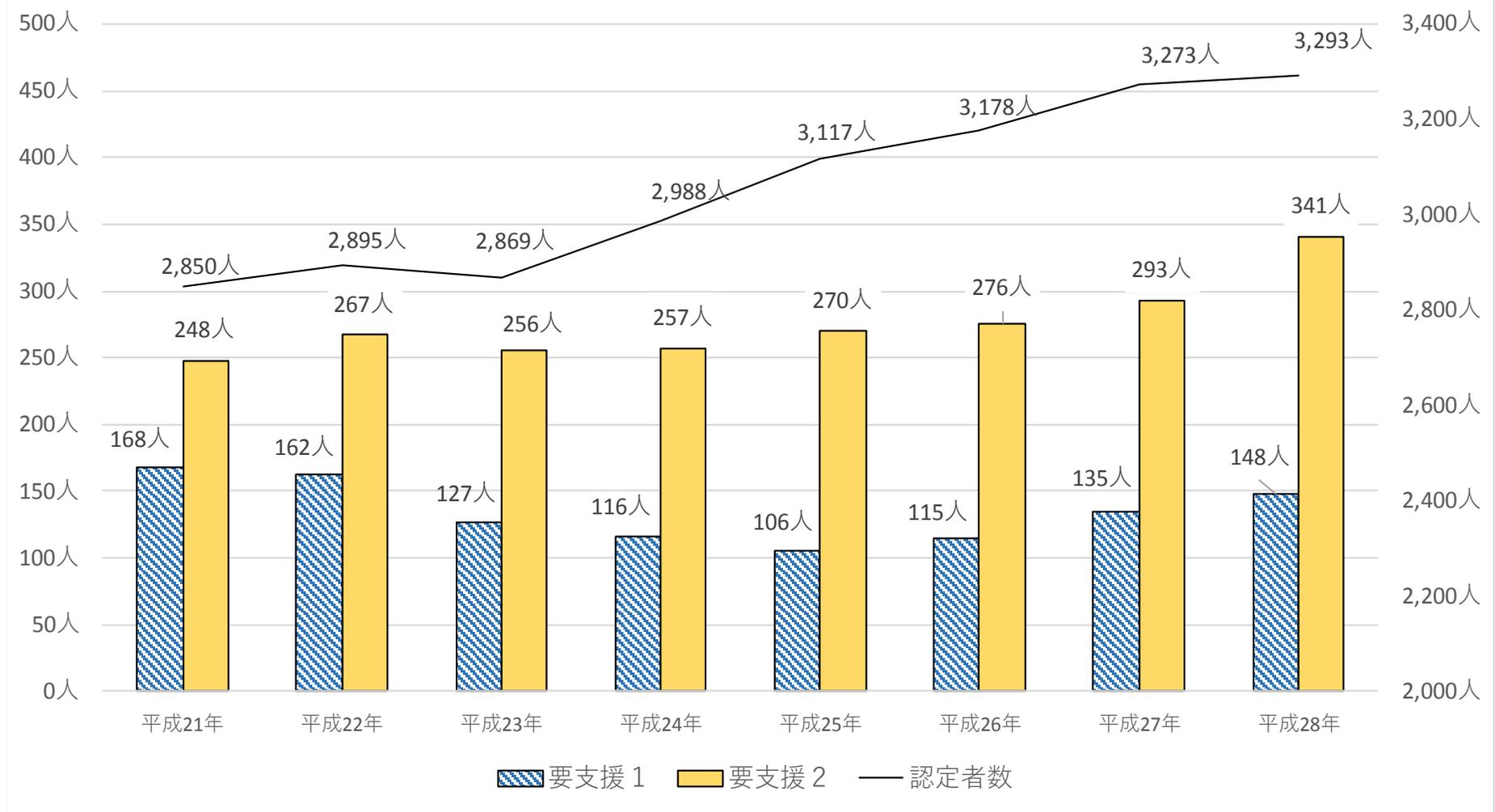
十和田市では、第 6 期十和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 27 年 3 月策定）に基づき、平成 29 年 4 月から実施いたします。

十和田市の総人口と高齢化率の推計



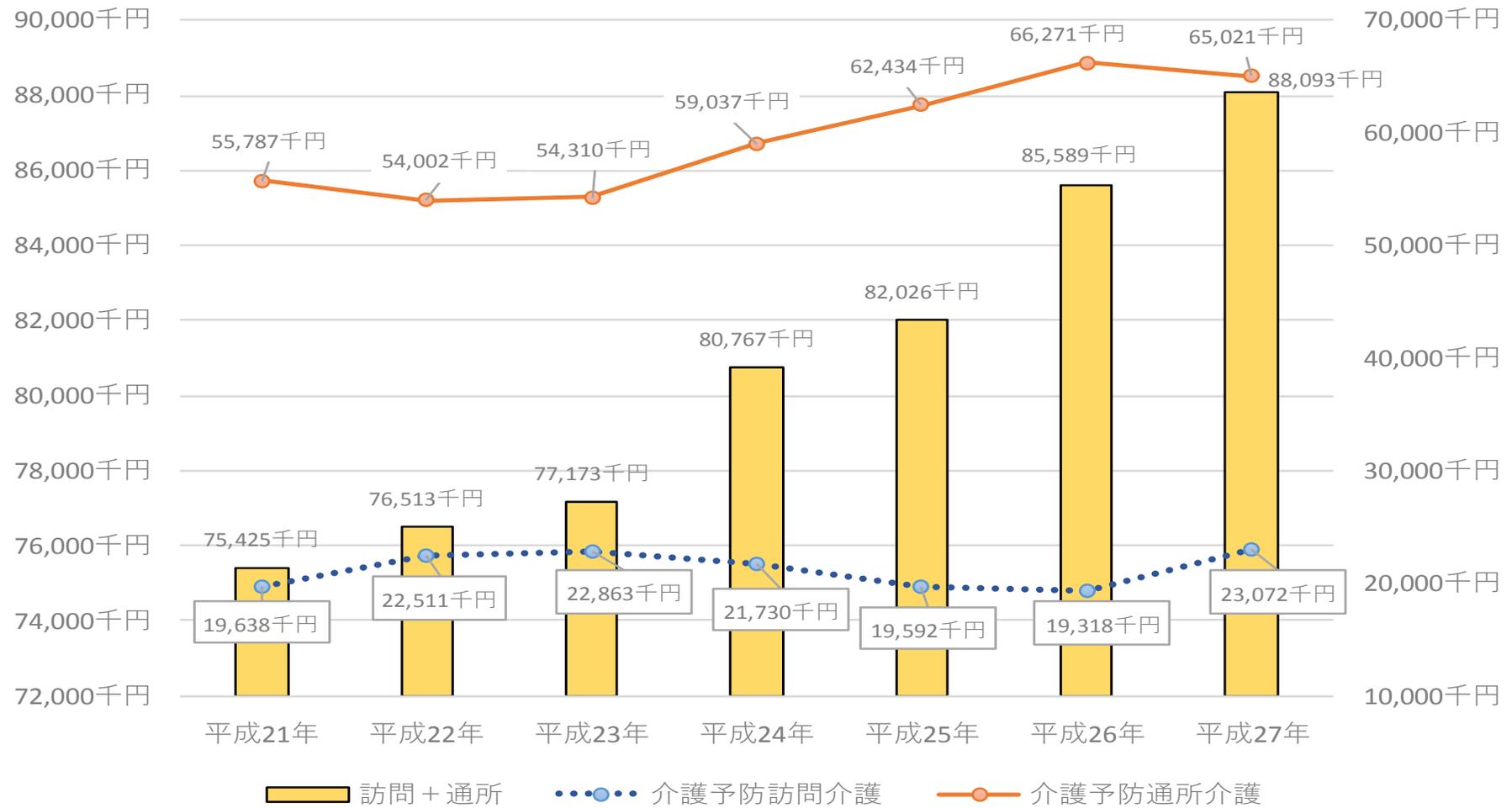
※各年9月末を基準日とした住民基本台帳のとおり。平成32年、37年は推計（第6期十和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より）

認定者数と要支援者の推移



※介護保険事業状況報告より（各年9月末現在）

介護予防訪問介護・介護予防通所介護の給付額の推移



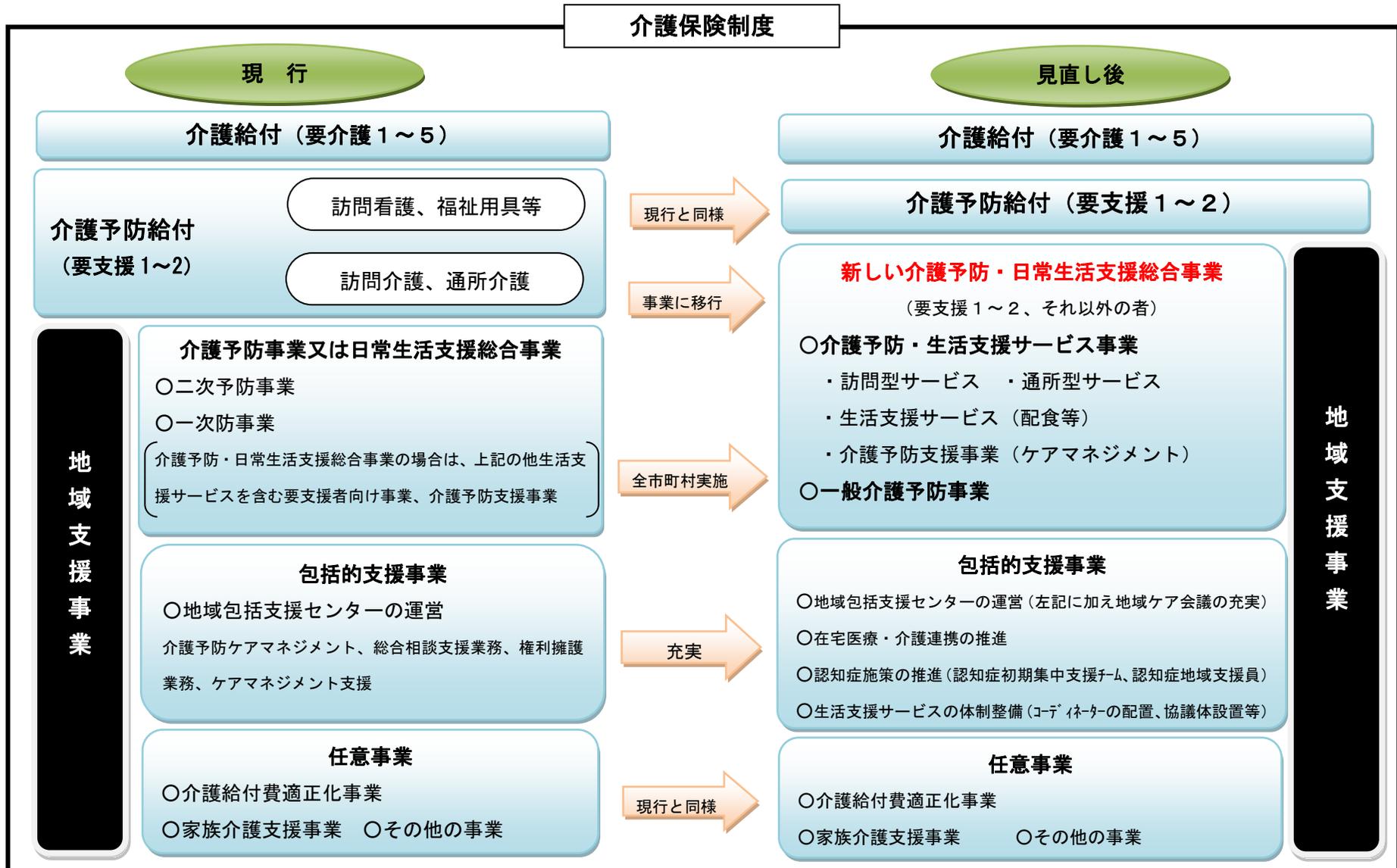
※介護保険事業状況報告から抜粋（千円未満四捨五入）

総合事業で変わること

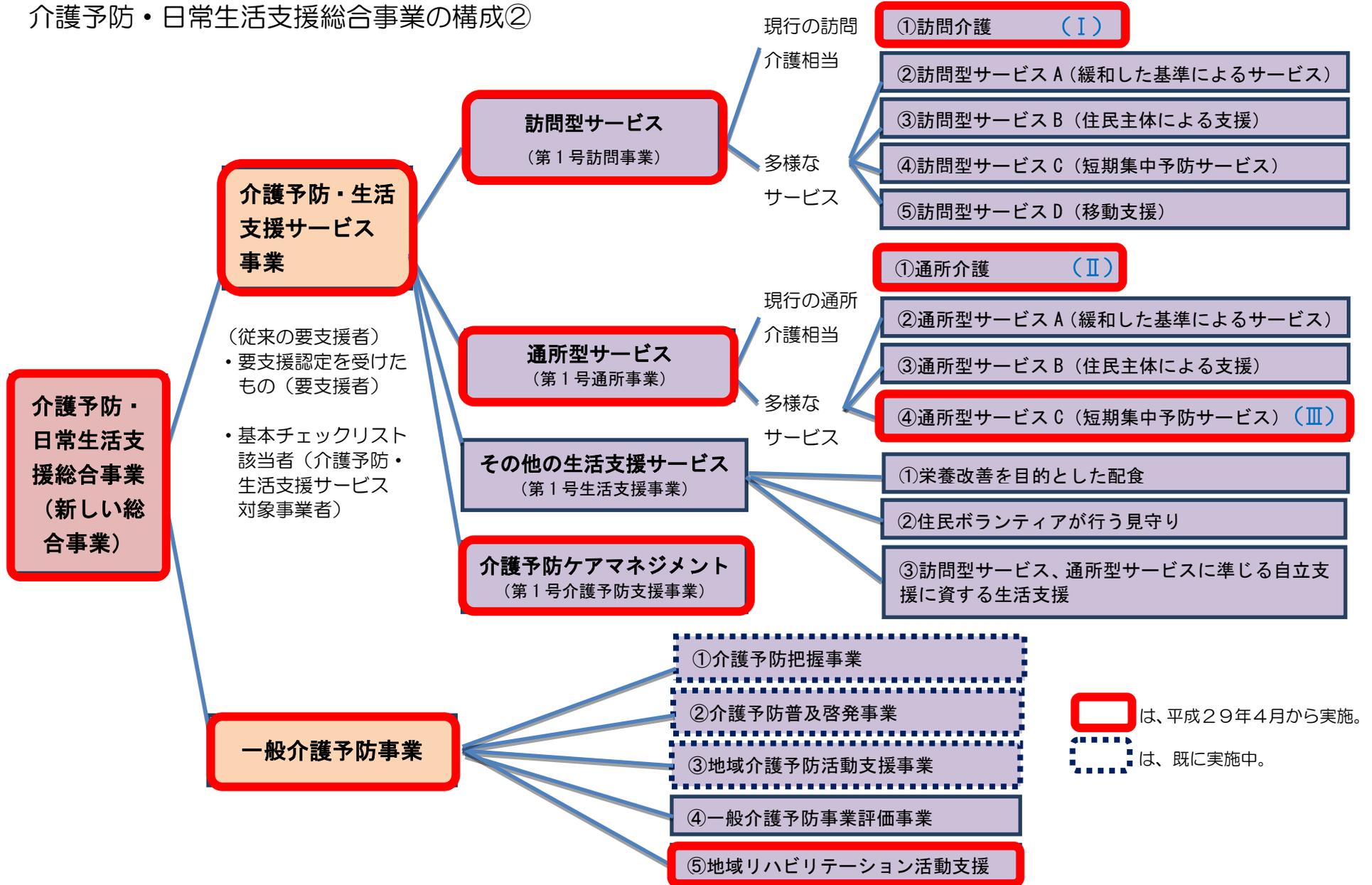
平成 29 年 4 月 1 日から・・・

- 要支援者の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が
介護予防給付から介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。
- 介護予防訪問介護・通所介護のみの利用者は、順次、総合事業対象者となります。
- 総合事業対象者の区分支給限度額は、原則5,003単位となります。
- 総合事業に対応するサービスコードを設定します。
- 今後、総合事業において十和田市の独自のサービス等を展開していきます。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の構成①



介護予防・日常生活支援総合事業の構成②



 は、平成29年4月から実施。
 は、既に実施中。

2. サービスの種類

① 訪問型サービス (I)

② 通所型サービス (II)

(III)

基準	訪問型サービス (現行相当)	通所型サービス (現行相当)	多様なサービス
サービス種別	訪問介護 (ヘルパー)	通所介護 (デイサービス)	通所型サービスC 短期集中予防サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練	生活機能を改善するための機能向上
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース等	既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース等	ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等
実施方法	事業者指定 (みなし指定)	事業者指定 (みなし指定)	事業者委託実施
サービス基準	予防給付の基準を基本	予防給付の基準を基本	内容に応じて
利用者負担	サービス料の1割または2割	サービス料の1割または2割	なし
サービス提供者	訪問介護事業所	通所介護事業所	整骨院・接骨院等
利用区分	月毎の定額の利用料 事業対象者・要支援1・2：週1回程度の利用 1,168円 事業対象者・要支援1・2：週2回程度の利用 2,335円 事業対象者・要支援2：週2回を超える利用 3,704円 初回加算 1月につき+200円 生活機能向上連携加算 1月につき+100単位	月毎の定額の利用料 事業対象者・要支援1 (週1回程度の利用) 1,647円 事業対象者・要支援2 (週2回程度の利用) 3,377円 ※各種加算は予防給付と同一	<u>基本チェックリスト</u> により、 要支援相当と判定された者 3～6か月の短期間で実施
事業者への支払	国保連合会経由で審査・支払い	国保連合会経由で審査・支払い	委託契約により

3. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の利用対象者・移行時期

《基本チェックリスト》

○国が示す基本チェックリスト25項目の「事業対象者に該当する基準」のいずれかに該当したかた（運動機能の低下、低栄養状態、口腔機能の低下、閉じこもり、認知機能の低下、うつ病の可能性があるかた）は事業対象者となります。

《基本チェックリストの有効期間》

○基本チェックリストにより、事業対象者になったかたに関しては、有効期間という考え方はありませんが、サービス提供時の状況や利用者の状況等の変化に応じて、適宜、基本チェックリストで本人の状況を確認していただくことが望ましいです。

○事業対象者の認定年月日は、基本チェックリストの実施日となります。

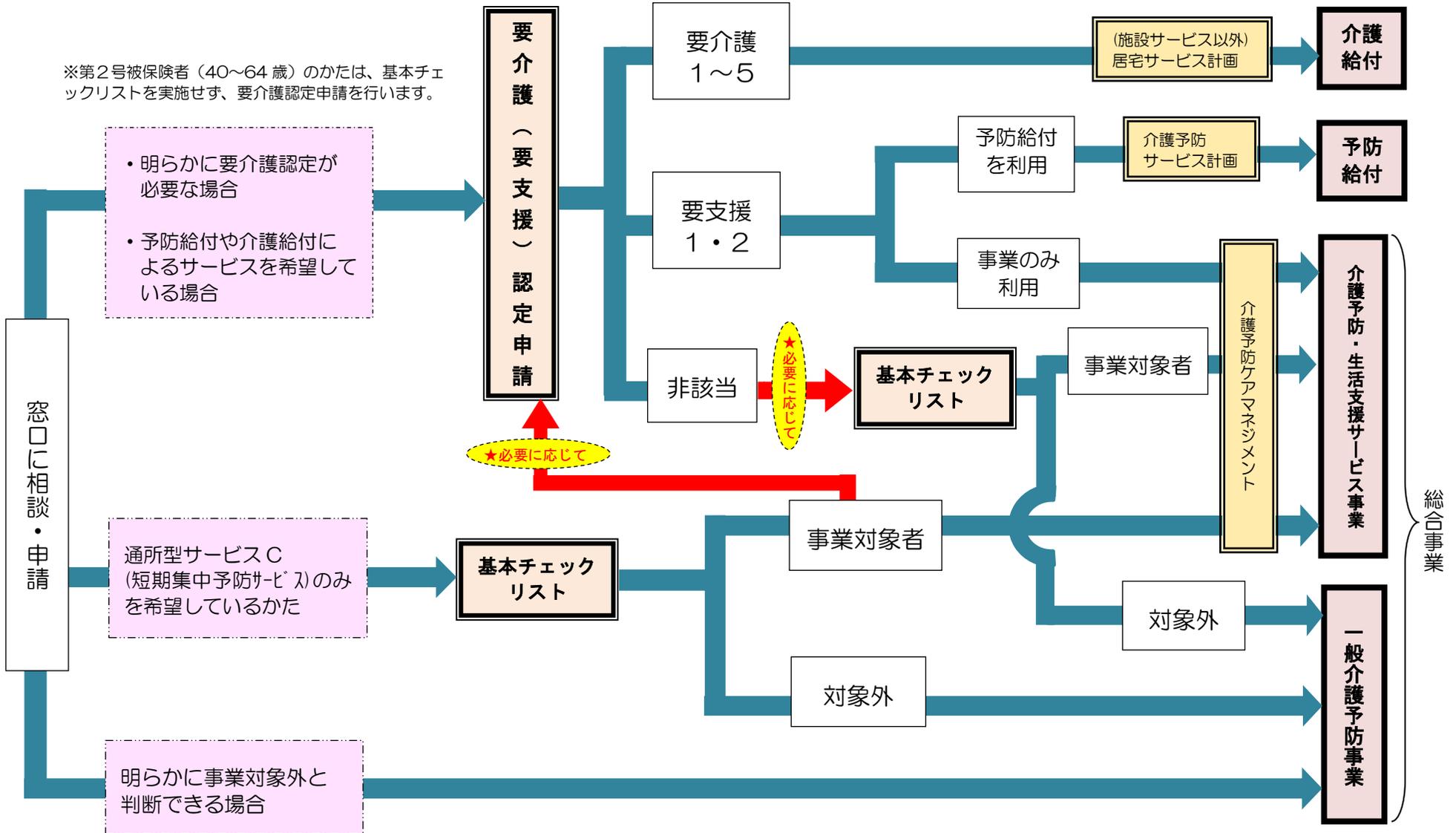
《利用対象者》

①基本チェックリストにより事業対象者と判断されたかた

②平成 29 年 4 月以降に、新規・区分変更・更新により要支援 1 または 2 の認定を受けたかた
（認定有効期間の開始年月日が平成 29 年 4 月以降の要支援者）

《サービス利用の流れについて》

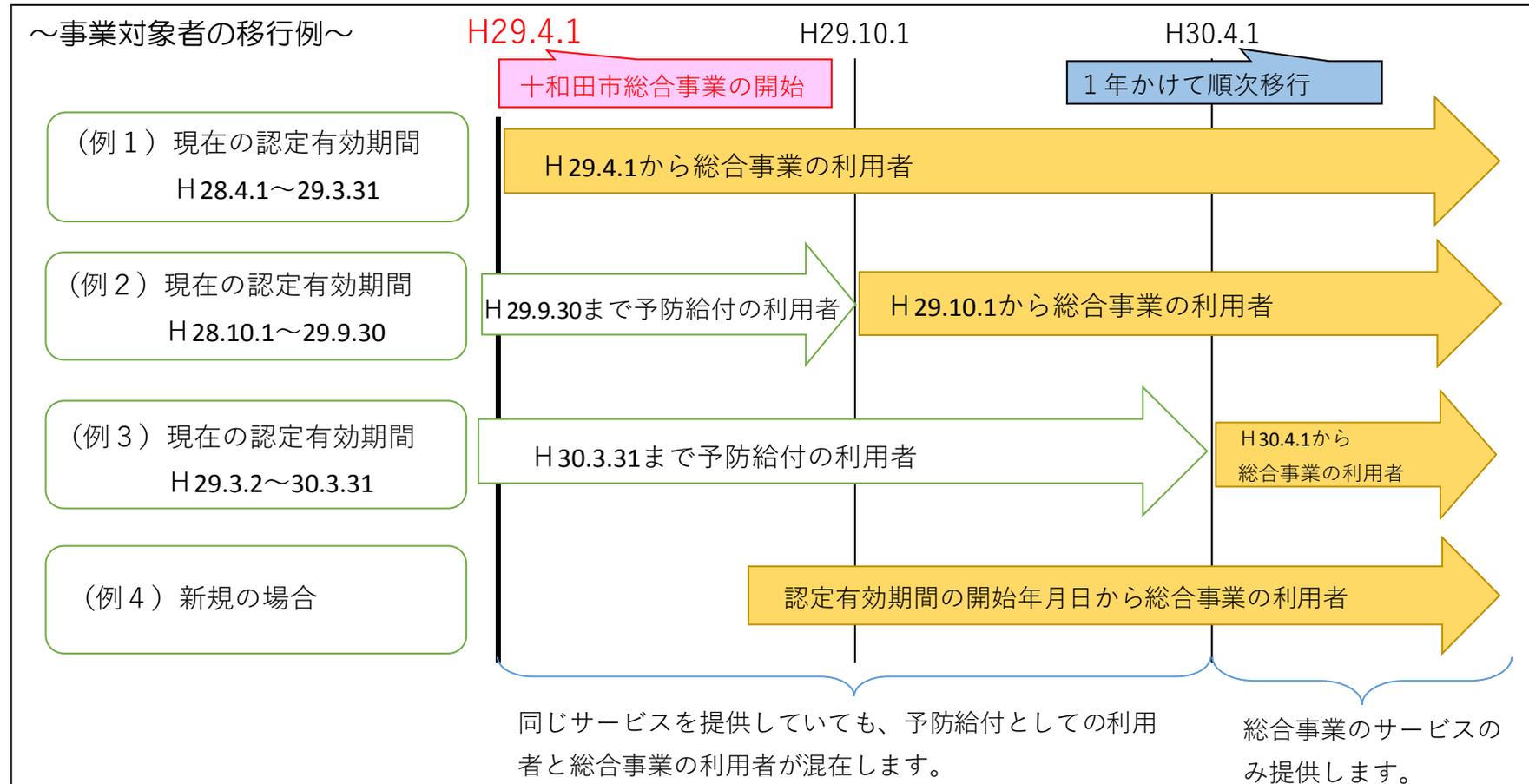
※第2号被保険者（40～64歳）のかたは、基本チェックリストを実施せず、要介護認定申請を行います。



《移行時期》

現在、要支援1・2の認定を受けているかたは、平成29年4月1日以降も認定有効期間が終了するまでは、従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用することとなります。

認定有効期間が平成29年3月末日で、現行の訪問介護・通所介護を利用されているかたから、更新に合わせて順次移行します。



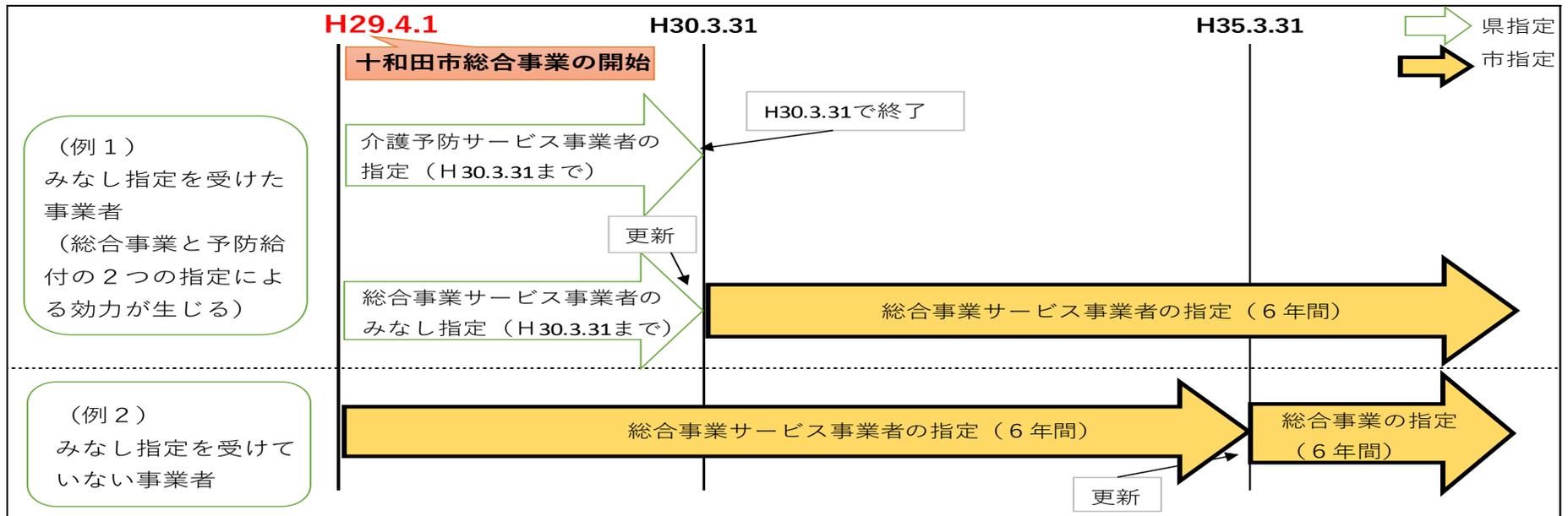
4. 事業者の指定

《みなし指定を受けている事業者》

○平成 27 年 3 月 31 日において、介護予防訪問介護や介護予防通所介護の指定を受けている事業者（指定介護予防サービス事業者）は、既に総合事業のみなし指定を受けております。みなし指定は全国一律に有効であるため、有効期間内であれば総合事業の実施に伴う指定の手続きは必要ありません。みなし指定の有効期間は、平成 30 年 3 月 31 日までです。平成 30 年 4 月以降も事業を継続する場合は、十和田市へ指定の申請書を提出することになります。

《みなし指定を受けていない事業者》

○平成 27 年 4 月以降に、介護予防訪問介護や介護予防通所介護の指定を受けた事業者（指定介護予防サービス事業者）は、みなし指定の対象とならないため、総合事業のサービスを提供する場合は、新たに十和田市へ指定事業者としての指定申請の手続きが必要となります。指定の有効期間は、指定を受けた日から 6 年間です。※新規指定事業者の指定申請の受付については、改めて連絡いたします。



5. 利用者負担・支給限度額

《利用者負担》

介護給付の利用者負担割合と同様。原則 1 割負担、一定以上の所得者は 2 割負担。

《負担の軽減措置》

給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（予防）サービス費相当事業等を実施。

《支給限度額（現行と同様）》

○要支援者が総合事業を利用する場合は、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理します。

○事業対象者について、給付管理を行う際は、予防給付の要支援1の限度額（**5,003 単位**）を目安としますが、利用者の状態（例えば、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながるようなケース等）によっては、予防給付の要支援1の限度額を超えることも可能です。（上限 10,473 単位（現行の要支援2相当））

対 象	単 位
事業対象者	5,003 単位
要支援1	5,003 単位
要支援2	10,473 単位

※要支援2の支給限度額は 10,473 単位ですが、総合事業対象者に移行した際には、支給限度額が **5,003 単位** となります。

6. 総合事業への移行に伴うサービスコード等の変更

介護予防給付と総合事業では、国保連合会に請求する際に使用するサービスコードが異なります。総合事業に切り替わったかたについては、サービスコードを変更して請求してください。

《訪問型サービス》

介護予防訪問介護の61から、A1（みなし指定となる事業所）またはA2（みなし指定とならない事業所）

《通所型サービス》

介護予防通所介護の65から、A5（みなし指定となる事業所）またはA6（みなし指定とならない事業所）

内容	サービス種類	サービスコード種類	単位	基準	指定の届出
平成27年3月31日までに、既に指定（※）を受けている事業者	みなし指定	<u>A1</u> （訪問） <u>A5</u> （通所）	現行と同様	現行と同様	不要
平成27年4月1日以降、指定（※）を受けた事業者	現行相当（独自）	<u>A2</u> （訪問） <u>A6</u> （通所）	市が規定（現行と同様）	現行と同様	必要

（※）ここでいう「指定」とは、介護予防訪問介護または介護予防通所介護の事業者指定。

※予防給付から総合事業へ移行中である平成29年4月1日から平成30年3月31日までは、みなし指定について「別段の申出」をしない事業者については、総合事業と予防給付の2つの指定による効力が生じます。
利用者ごとにサービスコードが混在しますので注意してください。

※みなし指定を受けた事業者が請求するサービスコードは平成30年3月までです。平成30年4月以降、指定の更新により指定を受けた事業者は、サービスコードがA1から「A2」、A5から「A6」へ変更となります。

《介護予防ケアマネジメントのサービス種類とコードと単価》

区分		サービス種類コード	単位（月）	サービス利用パターン例
事業対象者	介護予防ケアマネジメント費（プランA）	AF	430単位	事業（訪問型サービス）のみ
				事業（通所型サービス）のみ
				事業（訪問型サービスと通所型サービス）
要支援1・要支援2	介護予防支援費	46	430単位	給付のみ
				給付と
	介護予防ケアマネジメント費（プランA）	AF	430単位	事業（訪問介護と通所介護）のみ

介護予防ケアマネジメント費の場合は、種類を「46」ではなく、「AF」にして請求。

《ケアマネジメント初回加算の要件》

○新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合

（介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合）

○要介護認定から要支援認定になる場合、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

※総合事業移行前に予防給付を受けていた者が、要支援の認定期間が満了した翌月から、基本チェックリストによるサービス事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合、総合事業開始月に初回加算の算定を行うことはできません。

初回加算が算定できない場合・・・

- ・○要支援者が認定の更新をして、総合事業のサービスを利用した場合
- ・○要支援者が事業対象者となった場合（又はその逆の場合）
- ・○予防給付のサービスを使うことになり介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合（又はその逆の場合）

7. その他

厚生労働省のホームページに総合事業のガイドライン等が掲載されておりますので、総合事業の趣旨を理解するためにもご参照くださいますようお願いいたします。

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（概要）」
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（案）についてのQ&A」ほか

※介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表、事業者指定の申請書様式、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書等は、準備ができ次第、十和田市 HP に掲載予定です。

次回は平成29年1月末に2回目の説明会を予定しております。